

肱川流域委員会の公開について

肱川流域委員会は原則公開としており、一般傍聴も可能です。

ただし、会場の都合上、傍聴の定員に限りがございますので、傍聴は先着順とさせていただきます。

なお、円滑な会議の進行のために以下のような傍聴要領を定めさせていただきますので、傍聴される方はそれに従っていただきますようお願いいたします。

肱川流域委員会傍聴要領

(主 旨)

この要領は肱川流域委員会（以下「委員会」という。）の議事を円滑に進めるため、傍聴に関し必要な事項を定めたものです。

(傍 聴)

- 1) 会議を傍聴しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「傍聴者受付簿」に必要事項を記入し、「傍聴」と記載されたプレートを着用下さい。
- 2) 傍聴者席については可能な限り確保するものとしますが、会場の都合により、満席となった場合は入室を制限することがありますので、ご了承下さい。
- 3) 傍聴者は、会議場内において次の事項を遵守してください。
 - 会議における言論への批判、可否の表明、拍手などをしないこと。
 - 発言、私語、談論などをしないこと。
 - プラカード、はちまき、腕章の類などをしないこと。
 - 携帯電話は、マナーモードもしくは電源を切り、使用しないこと。
 - みだりに傍聴者席を離れないこと。
 - 前号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱したり議事の妨げとなるような行為を行わないこと。
- 4) 委員長は、傍聴者が前号に掲げる事項を遵守しない場合は、傍聴者に退室を指示することがあります。
- 5) 会議の非公開の決議があった時又は委員長が退室を指示した時は、速やかに退室してください。
- 6) 以上のほか、傍聴者は事務局職員の指示に従ってください。

(参考)告発について

平成15年10月31日の第1回肱川流域委員会において四国地方整備局職員が押し倒されるといった事件が発生しました。

事件の内容は以下のとおりです。

国土交通省四国地方整備局と愛媛県は、第1回肱川流域委員会を愛媛県大洲市内で開催しました。

被告発人A氏(以下「A氏」という。)は、委員会会場に入り同委員会が開会された直後に持参のマイクを使用して“この委員会はダム建設を推進する者だけで構成されており、流域委員会として不相当であるため開催を阻止する”との主旨の抗議演説を行って同委員会の進行を妨げました。そのため同委員会の進行役の整備局職員BがA氏に対し、抗議演説を止めるよう再三再四注意をしましたが、これを無視してなおも演説を続けました。

このため同委員会の進行を確保する職務にあった整備局職員Cが、A氏に対し、退去するよう何度も注意し、また、退席を何度もお願いしましたが、これに応じず、結果、A氏が整備局職員Cの身体を両手で強く押して仰向けに転倒させました。

この暴行により整備局職員Cの職務の執行を妨害し、頭部打撲による全治2日間の加療を要する傷害を負わせました。

このようなA氏の行為は公務執行妨害及び傷害に当たると考えられるので、整備局としては告発というしかるべき措置に踏み切らせていただきました。

なお、一部住民団体の方から告発を取り下げるとの申し入れもありますが、法治国家において、二度とこのようなことが起こらないように厳正な処分を求めるため告発を行ったものであり、告発の取り下げは考えておりませんことを申し添えます。